

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【四半期会計期間】	第46期第2四半期（自平成25年10月1日至平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社フルヤ金属
【英訳名】	FURUYA METAL CO., LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古屋 堯民
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
【電話番号】	03 - 5977 - 3377
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 榊田 裕之
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
【電話番号】	03 - 5977 - 3377
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 榊田 裕之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第2四半期累計期間	第46期 第2四半期累計期間	第45期
会計期間	自平成24年7月1日 至平成24年12月31日	自平成25年7月1日 至平成25年12月31日	自平成24年7月1日 至平成25年6月30日
売上高 (百万円)	14,613	14,643	26,324
経常利益 (百万円)	625	454	914
四半期純利益又は四半期 (当期)純損失() (百万円)	386	3,361	1,555
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	5,445	5,445	5,445
発行済株式総数 (株)	7,265,212	7,265,212	7,265,212
純資産額 (百万円)	19,382	13,677	17,316
総資産額 (百万円)	30,100	25,915	28,098
1株当たり四半期純利益金 額又は1株当たり四半期 (当期)純損失金額() (円)	53.50	469.76	216.12
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	53.36	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	40
自己資本比率 (%)	64.3	52.6	61.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,793	188	1,172
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,584	397	1,114
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,552	168	1,800
現金及び現金同等物の四半 期末(期末)残高 (百万円)	2,129	1,353	1,729

回次	第45期 第2四半期会計期間	第46期 第2四半期会計期間
会計期間	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は1株当 たり四半期純損失金額() (円)	27.57	64.44

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については重要な関係会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第46期第2四半期累計期間及び第45期については、1株当たり四半期(当期)純損失金額を計上しているため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済は、円安に伴う原材料価格の上昇、消費税の引上げ決定、及び近隣諸国との政治的軋轢などもあり、先行き不透明な状況であったものの、ユーロ圏経済の緩やかな持ち直し、米国経済の回復基調、及び中国の成長率の下げ止まりなどで外部環境が改善する中、円安による輸出採算の改善、鉱工業生産や設備投資の緩やかな回復、及び2020年の東京オリンピック開催決定による投資への期待感も相まって、回復基調が続きました。

このような経済環境の中、各種電子部品や半導体の需要は、スマートフォンやタブレット端末関連が好調で、リチウムタンタレート単結晶育成装置向けのイリジウムルツボや、半導体製造装置向け温度センサーなどの受注が堅調に推移しましたが、HD向けルテニウムターゲットの受注は、法人向けパソコンやサーバー向けなどの需要などから持ち直しの動きはあるものの、個人向けパソコン需要の減少からHDの生産調整が続いた影響で、軟調に推移しました。また、LED関連では、取引先の設備投資環境が回復せず、当社主力製品であるイリジウムルツボの受注は、改鑄中心にとどまりました。こうした一部の貴金属製品市場の著しい環境悪化の継続に伴い、当第2四半期累計期間において、たな卸資産の評価減を実施し、貴金属相場の大幅な下落が認められた一部の貴金属については、特別損失に6,480百万円(当第2四半期会計期間では3,155百万円)を計上いたしました。加えて、今後の受注増加に備えた先行コストが発生したほか、一部貴金属相場の急落により、利益率が悪化いたしました。

その結果、当第2四半期累計期間において、売上高14,643百万円(前年同四半期比0.2%増)、売上総利益1,413百万円(前年同四半期比13.3%減)、営業利益432百万円(前年同四半期比32.0%減)、経常利益454百万円(前年同四半期比27.4%減)、四半期純損失3,361百万円(前年同四半期は、386百万円の四半期純利益)となりました。

なお、セグメント別の業績は以下のとおりであります。

[電子]

ガラス溶解装置向けの強化白金ルツボや、スマートフォンなどのノイズキャンセラーに使用されるリチウムタンタレート単結晶育成装置向けのイリジウムルツボの受注が好調に推移したものの、LED基板に使用される人工サファイア単結晶育成装置向けイリジウムルツボは、取引先の設備投資環境が回復せず、改鑄中心の受注にとどまったことから、売上高9,667百万円(前年同四半期比9.0%増)、売上総利益929百万円(前年同四半期比23.1%減)となりました。

[薄膜]

スマートフォンなどのタッチパネル配線向け銀合金ターゲットは、生産調整の動きから受注が伸び悩み、HD向けルテニウムターゲットは、法人向けパソコンやサーバー向け、及びカーナビ向けなどの需要から、受注回復の動きが出てきたものの、個人向けパソコンの売上・出荷の伸び悩みに伴うHDDの在庫調整が長らく続いたことから、売上高2,577百万円(前年同四半期比24.3%減)、売上総利益176百万円(前年同四半期比16.8%減)となりました。

[センサー]

半導体製造装置メーカーからの受注環境が急回復してきており、半導体メーカーからの受注も回復してきたことから、売上高753百万円（前年同四半期比16.9%増）、売上総利益211百万円（前年同四半期比30.8%増）となりました。

[その他]

単価の下落があったものの、使用済み電極の回収精製や、化学・化成プラント向けや有機EL向けの貴金属化合物の受注が堅調に推移し、売上高1,644百万円（前年同四半期比3.0%減）、売上総利益96百万円（前年同四半期比104.5%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は25,915百万円（前事業年度末比2,182百万円の減少）、負債は12,238百万円（前事業年度末比1,455百万円の増加）、純資産は13,677百万円（前事業年度末比3,638百万円の減少）となりました。

流動資産

当第2四半期会計期間末における流動資産残高は17,077百万円となり、前事業年度末比4,229百万円減少いたしました。これは売掛金が1,201百万円、繰延税金資産が684百万円増加しましたが、現金及び預金が375百万円、たな卸資産が5,461百万円減少したことが主な要因であります。

固定資産

当第2四半期会計期間末における固定資産残高は8,838百万円となり、前事業年度末比2,046百万円増加いたしました。これは繰延税金資産が1,980百万円増加したことが主な要因であります。

流動負債

当第2四半期会計期間末における流動負債残高は8,592百万円となり、前事業年度末比1,374百万円増加いたしました。これは短期借入金が200百万円減少しましたが、買掛金が1,332百万円、1年内返済予定の長期借入金が228百万円増加したことが主な要因であります。

固定負債

当第2四半期会計期間末における固定負債残高は3,646百万円となり、前事業年度末比81百万円増加いたしました。これは長期借入金が88百万円増加したことが主な要因であります。

純資

産

当第2四半期会計期間末における純資産残高は13,677百万円となり、前事業年度末比3,638百万円減少いたしました。これは繰越利益剰余金が3,650百万円減少したことが主な要因であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末比375百万円減少（前年同四半期は1,341百万円減少）し、1,353百万円となりました。なお、当第2四半期累計期間における項目別のキャッシュ・フローは、次のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動により獲得した資金は188百万円（前年同四半期は2,793百万円の獲得）となりました。これはキャッシュ・フローの減少要因として、税引前四半期純損失が6,026百万円、売上債権の増加が1,137百万円ありましたが、キャッシュ・フローの増加要因として、たな卸資産の減少が5,461百万円、仕入債務の増加が1,349百万円あったことが主な要因であります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動に使用した資金は397百万円（前年同四半期は1,584百万円の使用）となりました。これは有形固定資産の取得による支出が362百万円あったことが主な要因であります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動により使用した資金は168百万円（前年同四半期は2,552百万円の使用）となりました。これは長期借入金による収入が1,200百万円ありましたが、長期借入金の返済が883百万円、短期借入金の返済が200百万円あったことが主な要因であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における研究開発活動の金額は、149百万円（前年同四半期は127百万円）であります。なお、当第2四半期累計期間における研究開発活動において重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,671,520
計	16,671,520

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,265,212	7,265,212	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	7,265,212	7,265,212	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年9月29日
新株予約権の数(個)	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,210.11円 (注)2、3
新株予約権の行使期間	平成25年10月18日から 平成55年10月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり 2,210.11円 資本組入額 1株当たり 1,105.05円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
2. 当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3. 各新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の d_1 の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

1株当たりのオプション価格（C）

株価（S）：平成25年10月17日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

行使価格（X）：1円

予想残存期間（t）：15年

ボラティリティ（ σ ）：平成19年3月27日から平成25年10月17日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り（ λ ）：直近年度の配当総額÷上記で定める株価

標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

なお、対象者は、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬の支給を受けることとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

4. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成54年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、当社が定める「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当社が定める「新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当社が定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

当社が定める「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	-	7,265,212	-	5,445	-	5,414

(6) 【大株主の状況】

平成25年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三菱商事(株)	東京都千代田区丸の内2-3-1	1,452	19.99
田中貴金属工業(株)	東京都千代田区丸の内2-7-3 東京ビルディング22階	1,416	19.49
古屋 堯民	東京都杉並区	787	10.84
ロンミンピーエルシー(常任代理人ハーバード・スミス外国法事務弁護士事務所)	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー41階	400	5.51
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	350	4.82
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	321	4.42
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エスエル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	東京都中央区月島4-16-13	175	2.41
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	140	1.93
古屋 慶夫	埼玉県さいたま市緑区	123	1.70
古屋 圭紀	東京都杉並区	104	1.43
計	-	5,269	72.54

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 108,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,154,600	71,546	-
単元未満株式	普通株式 1,912	-	-
発行済株式総数	7,265,212	-	-
総株主の議決権	-	71,546	-

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社フルヤ金属	東京都豊島区南大塚二丁目37番5号	108,700	-	108,700	1.50
計	-	108,700	-	108,700	1.50

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年7月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金等及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.40 %
売上高基準	0.25 %
利益基準	0.44 %
利益剰余金基準	2.56 %

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当第2四半期会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,729	1,353
受取手形	² 109	² 84
売掛金	2,256	3,458
商品及び製品	2,635	1,977
仕掛品	1,861	903
原材料及び貯蔵品	12,139	8,293
前払費用	70	78
繰延税金資産	4	688
関係会社短期貸付金	58	91
未収消費税等	242	137
未収還付法人税等	190	-
その他	7	9
流動資産合計	21,306	17,077
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2,446	2,625
構築物(純額)	62	56
機械及び装置(純額)	1,824	1,751
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品(純額)	52	50
土地	1,612	1,612
リース資産(純額)	65	51
建設仮勘定	386	383
有形固定資産合計	6,451	6,530
無形固定資産	122	113
投資その他の資産		
投資有価証券	7	7
関係会社株式	117	117
保険積立金	13	16
長期前払費用	13	9
繰延税金資産	-	1,980
その他	66	63
投資その他の資産合計	¹ 218	¹ 2,194
固定資産合計	6,792	8,838
資産合計	28,098	25,915

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当第2四半期会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,937	4,269
短期借入金	2,000	1,800
1年内返済予定の長期借入金	1,679	1,907
リース債務	32	29
未払金	260	277
未払法人税等	-	18
賞与引当金	157	156
役員賞与引当金	25	-
設備関係未払金	32	7
前受金	14	53
その他	78	72
流動負債合計	7,217	8,592
固定負債		
長期借入金	2,794	2,883
繰延税金負債	8	-
リース債務	48	34
退職給付引当金	283	299
長期未払金	406	406
資産除去債務	15	15
その他	8	8
固定負債合計	3,564	3,646
負債合計	10,782	12,238
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,445	5,445
資本準備金	5,414	5,414
利益準備金	9	9
別途積立金	80	80
繰越利益剰余金	6,669	3,019
自己株式	331	328
株主資本合計	17,286	13,639
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	1
評価・換算差額等合計	0	1
新株予約権	30	38
純資産合計	17,316	13,677
負債純資産合計	28,098	25,915

(2) 【四半期損益計算書】
【第 2 四半期累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成24年 7 月 1 日 至 平成24年12月31日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成25年12月31日)
売上高	14,613	14,643
売上原価	12,984	13,230
売上総利益	1,629	1,413
販売費及び一般管理費	¹ 993	¹ 981
営業利益	636	432
営業外収益		
受取利息	0	1
為替差益	38	41
助成金収入	9	-
雑収入	10	23
その他	0	0
営業外収益合計	58	66
営業外費用		
支払利息	55	38
デリバティブ評価損	12	6
雑損失	1	0
営業外費用合計	68	44
経常利益	625	454
特別損失		
たな卸資産評価損	-	² 6,480
固定資産除却損	4	-
特別損失合計	4	6,480
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	621	6,026
法人税、住民税及び事業税	223	8
法人税等調整額	11	2,672
四半期純利益又は四半期純損失 ()	386	3,361

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ()	621	6,026
減価償却費	239	267
受取利息及び受取配当金	0	1
支払利息	55	38
為替差損益(は益)	38	41
売上債権の増減額(は増加)	121	1,137
たな卸資産の増減額(は増加)	2,540	5,461
仕入債務の増減額(は減少)	78	1,349
未収消費税等の増減額(は増加)	420	105
前受金の増減額(は減少)	11	39
その他	10	20
小計	3,772	34
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	55	36
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	923	189
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,793	188
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	0	-
有形固定資産の取得による支出	1,558	362
関係会社貸付けによる支出	33	32
その他	6	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,584	397
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,700	200
長期借入れによる収入	1,300	1,200
長期借入金の返済による支出	783	883
ストックオプションの行使による収入	1	1
自己株式の取得による支出	81	0
配当金の支払額	289	286
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,552	168
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	1
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,341	375
現金及び現金同等物の期首残高	3,471	1,729
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,129	1,353

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1 資産の額から直接控除している貸倒引当金の額

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当第2四半期会計期間 (平成25年12月31日)
投資その他の資産	3百万円	2百万円

2 期末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当四半期会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当第2四半期会計期間 (平成25年12月31日)
受取手形	2百万円	2百万円

(四半期損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
給料手当	243百万円	232百万円
賞与引当金繰入額	33	13
退職給付費用	10	16
研究開発費	127	149

2 特別損失の計上について

たな卸資産評価損の内容は、当第2四半期累計期間において、製品市場の著しい環境悪化と貴金属相場的大幅な下落により、一部の貴金属について帳簿価額を回収可能額まで減額したことによるものです。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります

	前第2四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
現金及び預金勘定	2,129百万円	1,353百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	2,129	1,353

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年9月27日 定時株主総会	普通株式	289	40	平成24年6月30日	平成24年9月28日	利益剰余金

当第2四半期累計期間(自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年9月26日 定時株主総会	普通株式	286	40	平成25年6月30日	平成25年9月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	電子	薄膜	センサー	その他	
売上高					
外部顧客への売上高	8,865	3,406	645	1,695	14,613
セグメント利益	1,209	211	161	47	1,629

(注)セグメント利益は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

当第2四半期累計期間(自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	電子	薄膜	センサー	その他	
売上高					
外部顧客への売上高	9,667	2,577	753	1,644	14,643
セグメント利益	929	176	211	96	1,413

(注)セグメント利益は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額()	53円50銭	469円76銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	386	3,361
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損 失金額()(百万円)	386	3,361
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,265	7,265
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	53円36銭	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	19	25
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 り四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 で、前事業年度末から重要な変動があったものの 概要	-	-

(注) 当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するもの
の1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月7日

株式会社フルヤ金属

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐川 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フルヤ金属の平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第46期事業年度の第2四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年7月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フルヤ金属の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。